

インデックス

第1章 民法における意思能力概念

	ページ
第1 意思能力・事理弁識能力の従来の理解	3
第2 民法債権法改正における議論	4
第3 これからの意思能力概念	5

第2章 取引行為と意思能力

第1 取引行為の分類	9
第2 事例の特徴と傾向	9

事 例

1 売買契約

No.	裁判所 判決年月日	対象者	年齢 (行為当時)	対象行為 取引金額等の内容	意思 能力	後見 審判	ページ
[1]	東京地裁 平20・12・24	高齢者	90歳	不動産売買契約 5000万円	なし	なし	12
[2]	東京地裁 平24・5・14	高齢者	74歳	不動産売買契約 (信託譲渡契約) 2400万円	あり	なし	14
[3]	東京地裁 平24・6・27	精神 障がい者	58歳	不動産売買契約 300万円	あり	あり	16
[4]	東京地裁 平25・4・26	高齢者	75歳	動産売買契約 1101万1000円	なし	あり	18
[5]	東京地裁 平25・10・29	精神 障がい者	51歳	不動産売買契約 430万円	なし	あり	20
[6]	東京地裁 平25・12・24	高齢者	92歳	不動産売買の 代理権授与行為 3290万円	なし	あり	22

第3章 遺言における意思能力・遺言能力

第1	事例の選択方針	119
第2	事例の特徴と傾向	119
1	HDS-R・MMSEの評点に基づく判断	120
2	遺言内容による判断	120

事 例

No.	裁判所 判決年月日	対象者	年齢 (行為当時)	遺言の種類	遺言の内容	遺言 能力	ページ
[54]	東京地裁 平11・11・26	高齢者	87歳	公正証書	従前の遺言取消し・従前と全く異なる内容	なし	122
[55]	東京高裁 平12・3・16	高齢者	88歳	公正証書	大部で複雑多岐にわたる内容	なし	123
[56]	広島高裁 平14・8・27	高齢者	年齢不明	公正証書	相続人の一人にほぼ全部の土地を相続させる内容	なし	124
[57]	名古屋高裁 平14・12・11	高齢者	81歳	公正証書	養子縁組をした子とその配偶者に土地建物を相続させる内容	なし	125
[58]	東京地裁 平16・7・7	高齢者	86歳	自筆証書	異母妹に全財産を遺贈する内容	なし	126
[59]	東京地裁 平18・7・4	高齢者	90歳	公正証書	子三人平等にする遺言を変更し、二男に土地を相続させる内容	なし	127
[60]	東京地裁 平18・7・25	高齢者	90歳	自筆証書	子三人平等にする遺言を変更し、三女に全部を相続させる内容	なし	128
[61]	横浜地裁 平18・9・15	高齢者	85歳	公正証書	従前の遺言を取り消し、長女と長男に主たる不動産を相続させる内容	なし	129

No.	裁判所 判決年月日	対象者	年齢 (行為当時)	遺言の種類	遺言の内容	遺言 能力	ページ
[145]	東京地裁 平30・12・26	高齢者	89歳	公正証書	前の遺言を撤回し、 全財産を長男に相 続させる内容	あり	213
[146]	東京地裁 平31・1・18	高齢者	83～86歳	公正・自筆証書	長男への遺言2回・ 全部撤回・再度長 男に全部相続させ る内容	あり	214

第4章 その他の事案における意思能力

- 第1 親族法上の意思能力…………… 217
- 第2 婚姻・養子縁組の事例の特徴と傾向…………… 217
- 第3 その他の事件における意思能力…………… 218

事 例

1 婚 姻

No.	裁判所 判決/審判年月日	対象者	年齢 (行為当時)	対象行為	問題の内容	意思 能力	ページ
[147]	東京地裁 平11・2・25	—	年齢不明	婚姻届	婚姻意思の有無	あり	220
[148]	東京地裁 平28・11・25	高齢者	79歳	婚姻届	婚姻意思の有無	なし ※	222

2 養子縁組

No.	裁判所 判決/審判年月日	対象者	年齢 (行為当時)	対象行為	問題の内容	意思 能力	ページ
[149]	東京地裁 平10・6・29	高齢者	75歳	養子縁組届・ 遺言	縁組意思・遺言 能力の有無	なし	224
[150]	岡山地裁 倉敷支部 平14・11・12	高齢者	79歳	養子縁組届	縁組意思の有無	なし ※	226

[52] 本人が姪に1500万円を死因贈与したとして本人の相続人二人に750万円ずつ支払を請求したところ、請求が認容された事例

(東京地判平29・12・21 (平27(ワ)33490))

事件の概要

本人が平成22年9月1日に本人の姪に対して1500万円を死因贈与するとの契約を締結したとして、本人の姪が本人を相続した養子である被告二名に750万円ずつの支払を求めた事案

状 況	高齢者 (89歳)。アルツハイマー型認知症の診断あり。
後見開始審判等の有無	受けていない。
行 為	死因贈与契約
内 容	1500万円の死因贈与の贈与者

意思能力等の判断

意思能力の有無・程度	本件死因贈与契約の当時、本人が意思無能力であったとは認められない。
行為の有効・無効	本件死因贈与契約は有効である。

コメント

1 問題の所在

本判決の事案は、本人が平成22年9月1日に本人の姪である原告に対して1500万円を死因贈与するとの契約を締結したとして、本人の姪が本人を相続した養子である被告二名に750万円ずつの支払を求めたところ、被告らが本人の意思能力がなかったとして争ったものである。

2 本判決の位置付け

本判決は、①本人と原告との関係によれば、本人が原告から経済的窮状を訴えられた場合、本件死因贈与契約を締結したことそのものは、不合理な行為とまで断じるこ

とはできないこと、②医学的見地から見た本人の認知能力は、平成21年11月時点では、新しい問題に対する意思決定にやや困難さが認められたものの、自己の意思を他人にも伝えており、平成23年10月頃には認知能力が低下する傾向にあったと認められるが、平成23年8月時点でも、医師により意思疎通能力が残されていることが認められていることなどから、本件死因贈与契約の当時、本人が意思無能力であったとは認められないと判断した。

なお、本判決は、被告が主張の根拠とした医師の意見書につき、「アルツハイマー型認知症は、経年により進行するものであり、医師が実際に患者を診察していない場合、意思能力が問題となる時点から4年も経過した画像や知能評価の結果から、問題時点の意思能力を推認することには、その正確性において、おのずと限界があるものと考えざるを得ない。」と述べている。

本件事案は、[46]とよく似た事案であるが、結論は正反対となった。

〔76〕 自筆証書遺言の無効が確認された事例

(東京地判平25・8・21 (平24(ワ)32398))

事 件 の 概 要

状 況	高齢者 (96歳)。アルツハイマー型認知症の診断あり。
遺言の種類	自筆証書遺言
遺言の内容	二男に約半分を相続させるという前の遺言を変更し、二女・四女等に相続させる内容

遺言能力の判断

遺言能力の有無・程度	本人は、本件遺言書作成当時、遺言内容及びその法律効果を理解判断するのに必要な能力を欠く常況にあったものと言うべきである。
遺言の有効・無効	本件遺言は無効と言うべきである。

コ メ ン ト

本判決は、平成17年7月21日に成年後見開始審判がなされた本人が平成17年4月14日付で作成した自筆証書遺言につき、同年6月に作成された鑑定書によれば、長谷川式簡易知能評価スケールは1点、MMS検査 (MMSE) は8点であり、高度の認知症の状態であると判断し、また、頭部CTでは脳の全般的萎縮が示されていると判断されており、本人がアルツハイマー型認知症の末期にあると考えられるとし、障害は高度で財産を管理処分する能力は失われており、また回復する可能性は全くないものと判断されているため、本人について、平成17年4月から同年6月までの間、能力の大きな変化を認めることはできないところ、本人は、本件遺言書作成当時、遺言内容及びその法律効果を理解判断するのに必要な能力を欠く常況にあったものと言うべきであると判断した。

〔151〕 養子縁組が縁組意思を欠き無効とされた事例

(大阪高判平21・5・15判タ1323・251)

事 件 の 概 要

平成14年4月30日になされた養子縁組届出の有効性が争われた事案

状 況	高齢者（84歳）
後見開始審判等の有無	受けていない。
行 為	養子縁組届
内 容	養子縁組意思の有無

意思能力等の判断

意思能力の有無・程度	本人が縁組をする意思能力を欠く状態であったとは認められない。
行為の有効・無効	本件養子縁組は、当事者の縁組意思を欠くことにより、無効であるというべきである。

コ メ ン ト

1 問題の所在

本判決の事案は、相続財産法人である被控訴人が、控訴人に対し、本人を養母、控訴人を養子とする養子縁組が無効であることの確認を求めたところ、控訴人が、第一次的に、本件訴えは原告適格を欠く不適法な訴えであるなどとしてこれを却下することを求め、第二次的に、被控訴人の請求を棄却することを求めたというものである。

2 本判決の位置付け

本判決は、まず第1の原告適格につき、養子縁組無効確認の訴えは、当該養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける者に限り提起することができること（最判昭63・3・1民集42・3・157）を確認し、「相続財産法人は自然人ではないから、厳密にいえばその身分関係に関する地位というものを観念することはできない」が、「相続財産法人は、相続開始時における被相続人に属していた一切の

権利義務及びその他の法律関係を承継するのであるから、この面では、被相続人の権利義務を承継した相続人と同様の地位にあるということができるところ、本件養子縁組が無効であるか否かは、本人の相続関係に直接の影響を与えるものである」として、「相続財産法人である被控訴人は、本件養子縁組が無効であるか否かによって相続に関する地位に直接影響を受ける者として、本件養子縁組の無効確認を求める法律上の利益を有するというべき」であると判断した。

また第2の養子縁組の無効につき、「本件縁組届が作成され、届け出られた平成14年4月下旬ころ、本人は、持病の慢性気管支炎に加えて急性肺炎を発症し、健康状態が悪化していたことが認められるものの、意識状態に重大な問題があったことをうかがわせる証拠はなく」、本人が縁組をする意思能力を欠く状態であったとは認められないとしたが、「民法802条1号にいう『縁組をする意思』（縁組意思）とは、真に社会通念上親子であると認められる関係の設定を欲する意思をいうものと解すべきであり、したがって、たとえ縁組の届出自体について当事者間に意思の合致があり、ひいては、当事者間に、一応法律上の親子という身分関係を設定する意思があったといえる場合であっても、それが、単に他の目的を達するための便法として用いられたもので、真に親子関係の設定を欲する意思に基づくものでなかった場合には、縁組は、当事者の縁組意思を欠くものとして、その効力を生じないものと解すべきである。」として、「親子関係は必ずしも共同生活を前提とするものではないから、養子縁組が、主として相続や扶養といった財産的な関係を築くことを目的とするものであっても、直ちに縁組意思に欠けるということとはできないが、当事者間に財産的な関係以外に親子としての人間関係を築く意思が全くなく、純粹に財産的な法律関係を作成することのみを目的とする場合には、縁組意思があるということとはできない。」との判断基準を示して、「本件についてみると、仮に、本人と控訴人の双方とも、一応法律上の親子という身分関係を設定する意思があり、本件縁組届の作成及び届出が両者の意思に基づいて行われたものであったとしても、前記の事実関係に照らせば、本件養子縁組当時、本人と控訴人とは全く交流がなく、両者の間に親子という身分関係の設定の基礎となるような人間関係は存在していなかった上、本件養子縁組がされた後も、両者が親族として交流した形跡は全くなく、上記のような関係は基本的に変わっていなかったものと認められるから、本人と控訴人が親子としての人間関係を築く意思を有していたとは到底考えられないところである。そして、控訴人又は隣人が、本人の死亡の翌日にその貯金を解約してこれを事実上取得し、その他の本人の遺産についても速やかに相続の手続を取っていることなどを考慮すれば、本件養子縁組による親子関係の設定は、隣人の主導のもと、専ら、身寄りのない本人の財産を控訴人に相続させることのみを目的

として行われたものと推認するほかはない。」として、「本件養子縁組は、当事者の縁組意思を欠くことにより、無効であるというべきである。」と判断した。

ただし、最高裁平成29年1月31日判決（民集71・1・48）は、「養子縁組は、嫡出親子関係を創設するものであり、養子は養親の相続人となるところ、養子縁組をすることによる相続税の節税効果は、相続人の数が増加することに伴い、遺産に係る基礎控除額を相続人の数に応じて算出するものとするなどの相続税法の規定によって発生し得るものである。相続税の節税のために養子縁組をすることは、このような節税効果を発生させることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう『当事者間に縁組をする意思がないとき』に当たるとすることはできない。」と判断し、専ら節税を目的とする養子縁組であっても、実質的な縁組意思と併存し得ることを理由に養子縁組を有効と判断したため、本判決の結論にも影響を与えるものと思われる。